



第6章 計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1. 計画の推進体制

本市には、緑地の保全に関わる条例として、『瀬戸市自然環境の保護及び保全に関する条例』があります。同条例は、「やきもののまちとしての本市の歴史及び文化を生み育んできた優れた自然環境を守り、もって市民と自然環境が共存する社会の実現を図ること」を目的としており、さらに市の責務として、「市は、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して自然環境の保護及び保全に努めなければならない」としています。

本計画においても、同条例の精神を踏まえ、行政だけではなく市民や事業者といった各主体の連携・協働によって、本市の緑のまちづくりに取り組みます。

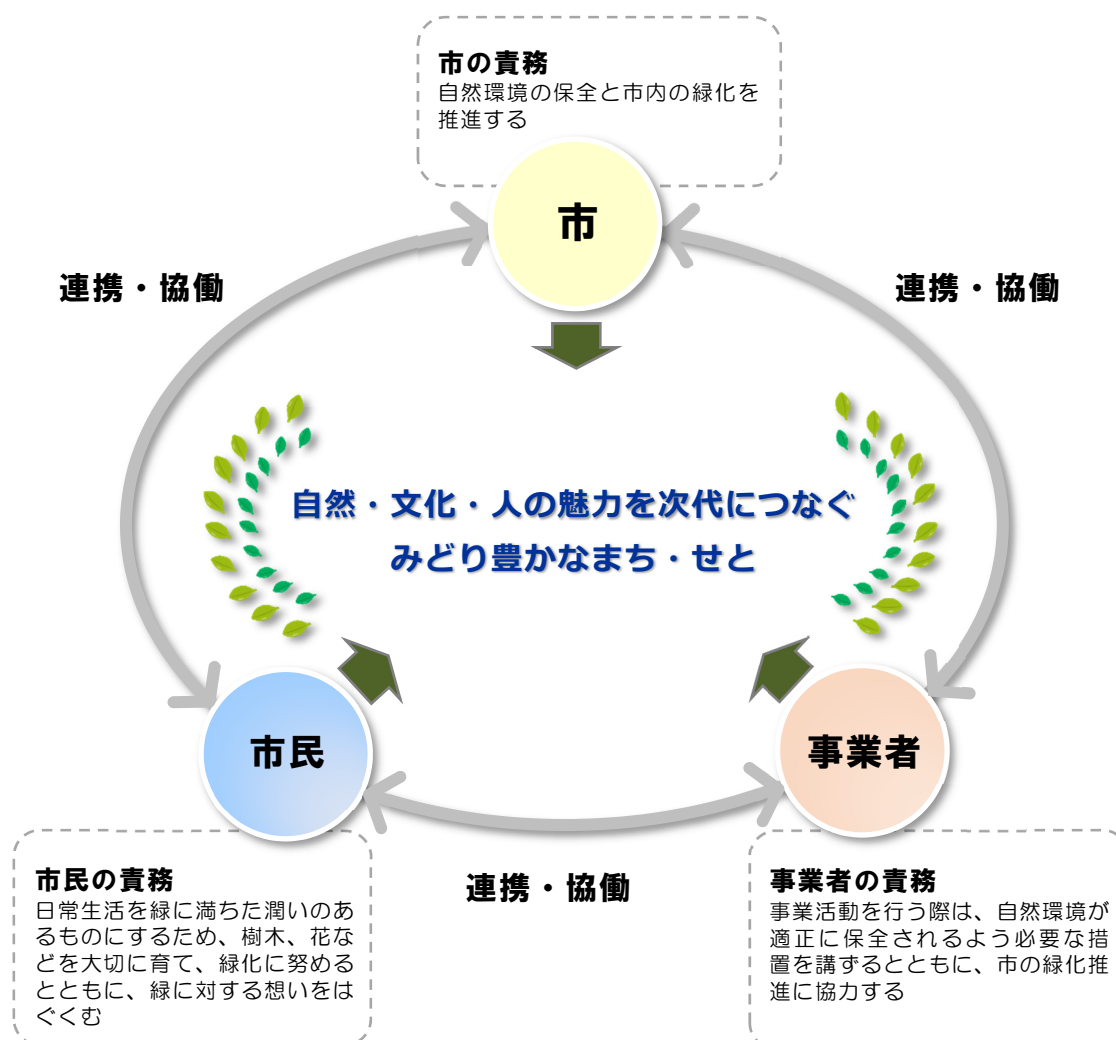


図 6-1 各主体の責務と連携・協働のイメージ

2. 計画の進行管理

本計画の取り組みを効果的に進めるためには、社会・経済状況や地域ニーズの変化、施策の実施状況や目標水準の達成状況に応じ、改善へとつなげていくことが必要です。

このため、本計画において設定した施策（PLAN）を実施（DO）し、施策の実施状況や目標水準の達成状況を把握・評価（CHECK）し、それらを踏まえて施策や目標水準などの改善・見直し（ACTION）を行う、「PDCAサイクル」に基づく進行管理を行います。

具体的には、中間年次となる令和6年（2024年）に施策の実施状況や目標水準の達成状況などを把握・評価し、施策や目標水準などの改善・見直しを行い、計画（施策など）への反映を行うこととします。

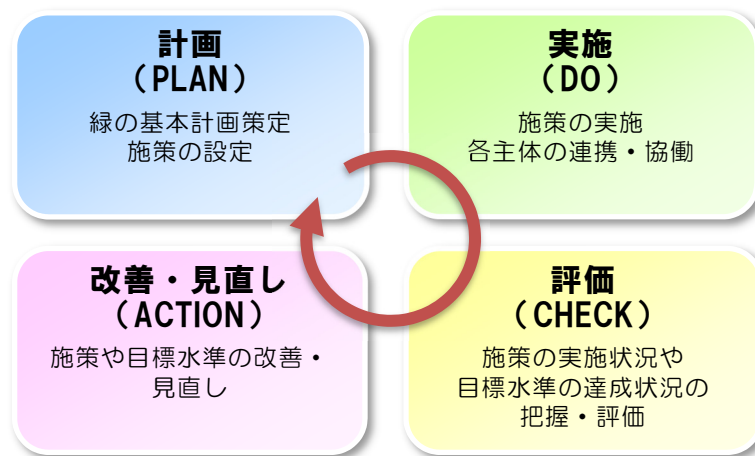


図 6-2 PDCAサイクル